

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 藤村
日 時	平成25年10月4日(金)			開 議 午前 10 時 10分
				閉 議 午前 10 時 52分
出席委員	◎吉田 ○田中 並河 山本 中村 西村 石野 堤 ＜木曾議長＞			
執行機関出席者				
事務局		今西事務局長、藤村次長		
傍聴	同・否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 1名(中澤議員)

会 議 の 概 要

- 1 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 採決～委員長報告

＜吉田委員長＞

それでは、一般会計補正予算（第2号）に対する修正案はお手元配付のとおりである。確認願う。それではこれより採決を行う。

＜中村委員＞

先日、修正する旨の採決を行った。理事者の説明を聞いて定かでない部分もありそう判断したが、国からの委託を返還することによって今後、耐震化、冷暖房等多くの課題を抱える中で文科省と亀岡市の関係に影響があるのではと不安もある。いまさらという感もあるがもし再検討ができるならばという思いがある。

＜吉田委員長＞

討論採決も終了しており、今からやり直すという考えはない。それでは、第1号議案について、修正議決した部分を除く原案について賛成者の挙手を願う。

第1号議案 修正部分を除く原案 賛成全員 可決

よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定した。採決は以上である。ただいま可決された修正案は、委員長から議長に提出し、本会議で採決願う。

次に委員長報告の確認を願う。

— 委員長報告の朗読 —

意見はないか。

＜堤委員＞

修正案に賛成した一人である。市と団体との不透明な関係は正していかなければと

考えるが、一方、100%国の支出金であるものをこちらの都合で返すことは国との関係がこれだけの問題で治まらないのではないかと危惧する。ペナルティーもあるのではないかと。議会として正すべきは正さなければならないが、もう一度理事者の考えを聞く場を持ってないか。それでも納得がいかなければ、このままで行けばいい。

<吉田委員長>

5時間も議論したのであるので、納得できなければその場で言うべきである。国との関係も議論に上がった。それも含めて十分議論したうえでの結論である。

<堤委員>

その通りであるが、市の政策のこともある。以前にも再度審査したことがある。悪いことは悪いが、予算執行を考える上でどうなのか、もう一度考え直せないか。幹部の説明、弁明の機会を与えてはどうか。他の委員の意見も聞いてもらいたい。

<吉田委員長>

以前は、議案が取り下げられたものであり、再度審査したものではない。

<西村委員>

委員長報告を修正することは可能か。また、国への申請を変更して改めて臨時会等に出してくるのにはどれぐらいかかるか。私も結論を覆すことには反対であり、そういう方法が取れないか。

<事務局長>

これまでの委員会の手続は瑕疵なく終わっている。委員会の合意があれば本会議までならまだ審査はし直せるがいかがなものか。このまま議決されれば、地方自治法第176条第1項に「再議」という規定があり、市長の方で修正では困るということがあれば、意見を付して10日以内に議長に再議の要求ができる。そうすれば臨時会を開いて、もう一度議案として出して、2/3の同意があれば通るという制度はある。

<西村委員>

国への申請書を書き直さなければならないと思うが、国との協議なしに事務局内部で可能か。住所の変更ぐらいなら容易ではないかと思う。

<事務局長>

事務的には分からないが、議論の焦点がそこにあったかどうか。住所については登記事項の変更なので手続きすればすぐにできると思う。振興局が窓口であったかと思う。

<西村委員>

書き直しの問題は容易にできるのではないかと。もう一つの問題については、並行して対応していくという取扱いは出来ないものか。

<事務局>

変更は国との協議が必要とのことである。

<西村委員>

委員長報告にNPOの所在地のことが触れられている。申請書のその部分だけの変更は可能だと思う。そこが一つの問題になっている。他の問題は少し、置いておいて再議でどうか。

<吉田委員長>

申請書は行政とNPOと国との問題であるので適正に処理していただくということに。再議という制度は委員会、本会議で予算修正案が可決された場合に市長が困るということで再度お願いをしてくる制度である。委員長としてはこのままの結論で、市長がどうしてもという場合は再議を出され、もう一度諮る。もしそこで予算が認められれば国との関係の心配はなくなる。議会が一度決めたことを覆すよりはその方が

いいと思うが。

<堤委員>

再議のことは後のことで、理事者が必要があれば出してくるもの。私は、議会として委員会の結論は出たが、最終結論を出すまでにもう一度、理事者の思いを聞く場を持ってはどうかと提案している。採決をやり直す云々のことを言っているのではない。

<吉田委員長>

①もう一度委員会の採決を考え直すべきであるとする意見、②それを前提としてもう一度理事者の意見を聞く場を持つという意見であるかと思う。

<田中副委員長>

堤委員は、採決をやり直すとは言っておられない。この結論について、理事者がどう思うかを聞きたいという意見である。

<吉田委員長>

委員会として理事者の意見を聞いて考え直す気持ちがあるかどうかを先に確認する。その気がないのなら、理事者も説明に来ないかもしれない。もう一度理事者の話を聞いて、再審査し直してもいいという考えの方はいるのか。

<中村委員>

結論は出ているので、再議という形で再度検討できればと思う。

<石野委員>

再議という道があるのだから、粛々と進めるべき。

<並河委員>

議会は行政のチェック機関であるので、このままの結果でいいと思う。決算委員会でも同様の話が出ていたので、行政は襟を正してやっていく一つのチャンスではないかと思う。

<西村委員>

このままでいい。

<山本委員>

決めたことは変えられない。行政の再議という方法があるのなら。

<田中副委員長>

長時間かけて出た結論であるのでこのまま進めるべき。その結果を受けてどう判断するかは理事者側が考えることである。

<吉田委員長>

再審査はしないという結論が出た。次に市長の話を聞くかどうかについての意見は。

<中村委員>

聞いて変わることがないのなら必要ない。

<石野委員><西村委員><並河委員><山本委員>

必要ない。

<吉田委員長>

そのような結論とする。委員長報告についての意見はどうか。

— 了 —

4 その他

○議会だよりの原稿案について

<吉田委員長>

ご意見は。

<田中副委員長>

減額修正の理由の初めに「議決前の事業着手」を加えられたい。

<西村委員>

市税条例の一部改正の説明が分かりにくい。

<吉田委員長>

スペース的に難しいかもしれない。

<事務局>

スペース的に可能なら、税務課提出資料にあった比較表を加えることでいいか。

<田中副委員長>

表があれば説明しやすいかもしれない。

<吉田委員長>

以上の修正でいいか。

— 了 —

○次回月例会の日程及び内容

<吉田委員長>

次回の月例会は、城西小学校の放課後児童会指導員との意見交換、給食センターから提出予定の資料について、京都公益嘱託登記土地家屋調査士協会に係る資料についてを議題とする。日程は10月28日又は29日の午後で調整する。

— 了 —

<事務局>

会計管理室の出席は求めるのか。

<吉田委員長>

特に求めない。会計管理室の説明希望があれば来ていただく。

それでは、本日はこれで閉議する。

10：52 閉議